

青森県警察本部重油供給単価契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六十七条の六の規定により公告する。

平成三十一年三月十一日

青森県警察本部長 重松弘教

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の供給

1 物品の名称、規格及び年間供給予定数量

重油（J I S 一種二号、小口） 二万九千リットル

2 供給期間

平成三十一年四月一日から平成三十二（二〇二〇年）年三月三十一日まで

3 供給場所

青森市港町二丁目二十六の二十九

港町分庁舎

二 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第一百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十九年七月三日青森県告示第四百九十九号（物品等の競争入札参加資格）の又は平成三十年二月十三日青森県告示第九十五号（物品等の競争入札参加資格）の一のいずれかの規定により燃料油の販売についてA又はBの等級に格付された者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けている者であること。

4 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）に基づく石油製品の販売業の届出をしていることを証明した者であること。

5 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者若しくは

これに準ずる者であるとして、地方公共団体発注業務等から排除要請があり、当該状態が継続的している者でないこと。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部会計課調度係

電話 ○一七一七二三一四二一一

2 入札書の提出期限

平成三十一年三月二十六日 午後二時十五分

3 開札の場所及び日時

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部三階第二会議室

平成三十一年三月二十六日 午後二時二十分

四 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金及び契約保証金は、免除する。

五 契約書の取り交わし時期

平成三十一年四月一日

六 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

七 その他

1 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 入札書の記載方法

入札金額は、一リットル当たりの単価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、平成三十一年九月三十日までに行われる資産の譲渡等については百分の八に相当する額、平成三十一年十月一日以後行われる資産の譲渡等については百分の十に相当する額を加算した二つの金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、小数点第三位以下を切り捨てた金額）をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約金額から消費税及び地方消費税相当額を除いた一つの金額を入札書に記載すること。

3 入札手続の停止等

平成三十一年度青森県一般会計予算が成立しないときは、本件入札手続について停止等の措置を行うことがある。